

## 5月は消費者月間です デジタルで快適、消費生活術 ～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～

社会のデジタル化が進むことによって、私たちの生活は便利になりました。一方で、新たな消費者トラブルも発生しています。トラブルを避けながらデジタル社会の恩恵を享受し、より豊かな消費生活を安全・安心に営むことが大切です。

### 「定期購入」のトラブルに注意！

動画投稿サイトなどの電子広告を見て、健康食品や化粧品等を注文する定期購入のトラブルが幅広い年齢層で増加しています。「お試し1回限り」「定期縛りなし」「いつでも解約可能」と書かれていても定期コースになっている可能性があります。

#### ◆まずは注文する前に販売サイトを隅々まで確認！

定期購入が条件の場合は、継続期間や回数、支払うことになる総額、解約手段などをよく確認しましょう。「いつでも解約可能」と書かれていても解約手段は電話対応のみの場合、電話が繋がりにくく解約できないという相談も多くあります。

#### ◆広告画面や注文画面をスクリーンショットなどで保存しておきましょう！

定期購入でないのに誤認させる表示によって申込みをした場合、契約を取り消せる可能性があります。

【野木町消費生活センター相談実績(令和4年度)】 相談件数195件(うち、苦情170件、問合せ25件)

内容(上位5項目)	
1	商品一般 23件
2	工事・建築・加工 20件
3	他の役務 19件
4	教養・娯楽サービス 15件
5	教養娯楽品 13件
5	保健・福祉サービス 13件

### 【町消費生活センターの案内】

相談専用電話(☎0280(23)1333)または直接窓口へ  
 所 役場新館1階(産業振興課内)  
 <受付時間>月曜日～金曜日(祝日を除く)9時～12時、13時～16時  
 ※相談は原則町内在住の方に限ります。  
 問 町消費生活センター ☎0280(23)1333

## 不正大麻・けし撲滅運動にご協力ください

けしの仲間には、法律で栽培が禁止されているものがあります。このけしを不正けしと言います。毎年、管内では観賞用として栽培されている不正けしや雑草に混ざって自生している不正けしが多く見つかります。また、大麻は許可なく栽培できません。

不正栽培または自生している不正大麻・けしを発見した場合や、植えて良いけしか否か鑑別に迷った時は県南健康福祉センターにご連絡ください。

問 栃木県県南健康福祉センター ☎0285(22)6119

## 家計調査に御協力ください

総務省では、世帯における家計収支の実態を明らかにするため、家計調査を実施しています。

このたび、5月から町内の対象地区の交替が行われます。調査をお願いするお宅には、栃木県知事発行の調査員証を携帯した調査員が訪問させていただきますので、ご協力をお願いします。また、これまでご協力いただきました世帯の皆様には、この場をお借りして感謝申し上げます。

※本調査において個人情報保護されます。

問 栃木県統計課生活統計担当 ☎028(623)2245

(18) 記号の見方 日…日時 所…場所 容…内容 対…対象者 定…定員 費…費用 申…申込

## わがまちつながり構築事業 第10回ほたる祭りのお知らせ

昨年も大勢の皆様にご来場いただいたほたる祭りを今年も開催します。ホタルの飛翔が見られるのは20時頃からです。ホタル育成基金にご協力をお願いします。

日 6月10日(土)、11日(日)

所 のぎ水辺の楽校(清水谷)

※駐車場は案内看板に従ってください。

※案内チラシは町ホームページに掲載しています。

※天候等の状況によって実施内容が変更になる場合があります。

問 のぎ水辺の楽校応援倶楽部

☎大井 090(2666)9495



煉瓦窯 de マルシェ vol.10

2016年秋に始まった煉瓦窯deマルシェも10回目を迎えます。1日楽しめますので、ぜひご来場ください。

容 ものづくりワークショップ、模擬店、プチコンサート等

日 5月28日(日)10時～15時※小雨決行・荒天中止

所 野木ホフマン館 【後援】野木町

※出店者等の詳しい内容はブログをご覧ください。

<https://ameblo.jp/rengamarche/>

問 煉瓦窯deマルシェ実行委員会 小川

☎090(7815)2494

